

佐伯市内の 事業所の皆様へ



事業所から出るごみの 分け方・出し方

佐伯市清掃課

事業所から出るごみ(事業系廃棄物)について

【事業系廃棄物とは】

- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、一般家庭から出る廃棄物の分別とは異なります。
事業所の例:会社・工場・商店・飲食店・病院・各種団体(非営利の地域団体や老人会、子供会)
※ 法人・個人、営利・非営利、量の多い少ないは関係ありません。
- 事業系ごみは、事業者自らの責任で処理する義務があります。
排出された廃棄物が最終的に適正に処分されまで、排出事業者には責任があります。
排出事業者や収集運搬業者に引き渡して終わるものではありません。

【事業者の責務】

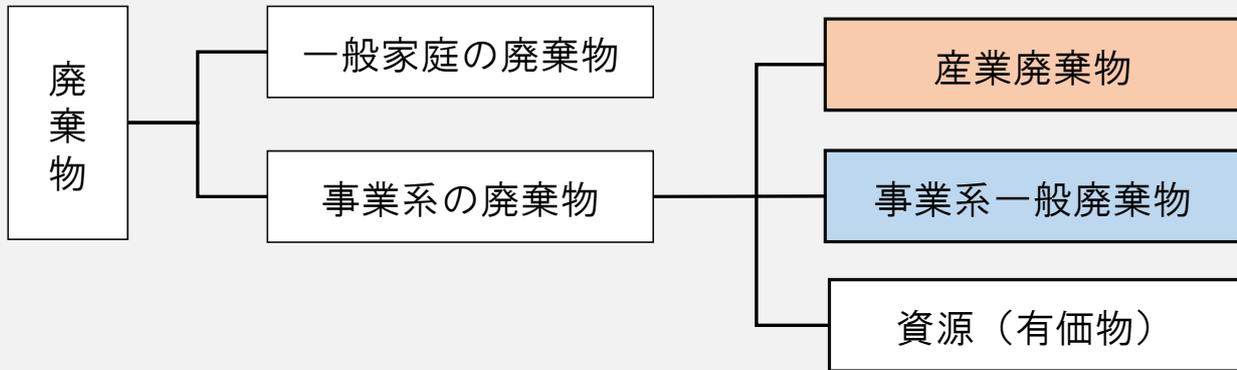
- 「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第3条では、事業者の責務として以下のように定めています。
 - ・事業系廃棄物を、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。
 - ・事業系廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
 - ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、事業者の責任が強く求められています。

【ポイント1】

まずは、無駄をなくし、再利用できるものは繰り返し使用したり、過剰包装を控えるなど、ごみを出さないように取り組みましょう。

事業系廃棄物の分別①

●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ごみは次のように分類されます。



家庭ごみ(一般廃棄物)		
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、木くず、ゴム製品類、プラスチック類、など	
燃えないごみ	金属製品類、ガラス類、陶磁器類、布団毛布、じゅうたん等	
粗大ごみ	大型家具類(たんす、棚、ベッド、ソファ、椅子、テーブル)等	
資源ごみ	飲食用のビン・カン・ペットボトル	清涼飲料水(お茶等)、アルコール類(焼酎等)、調味料類(しょうゆ等)の空容器
	紙類(新聞)	新聞紙、折込チラシ
	紙類(ダンボール)	宅配便や家電製品のダンボール箱等
	紙類(その他の紙類)	本、雑誌、包装紙、菓子箱、カレンダー等(※写真、銀紙、油紙等を除く)
	布類(めん100%の布類)	綿(めん)100%の布製品(タオル、タオルケット、衣類等)
有害ごみ	使用済小型電子機器	パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機等
	有 害 ご み	アルカリ電池、マンガン電池、水銀式体温計、蛍光灯、蛍光管
ガレキ類	レンガ、コンクリートブロック、土、石(※すべて少量のものに限る。)	

店舗や会社のほか、農業、宗教法人、非営利のNPOなど各種団体から出るごみも含まれます。(一般家庭から排出されるごみ以外のごみ)

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の事業系ごみ
(例)事務所の書類、生ごみ、従業員の食べた弁当ガラ

※ 市では収集しないため、自己搬入か許可業者へ依頼

産業廃棄物

工場、建設現場、店舗などから出るごみで、法律で定めた20種類のごみ
(例)廃プラ、金属、建築廃材

※産業廃棄物処理施設へ

【ポイント2】

事業系の廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物にしっかり分別しましょう。

※ 排出事業者の責任です。

事業系廃棄物の分別②

産業廃棄物(P4へ)

法令で定める下記のもの

産業廃棄物処理施設へ

区分	種類	具体例な例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	廃活性炭、焼却炉の残灰、炉清掃排出物など
	2 汚泥	排水処理の汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く)、建設汚泥など各種泥状物
	3 廃油	廃食油、潤滑油、廃溶剤類など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	4 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	廃発泡スチロール、漁網、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	7 ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムくずは、廃プラスチック類)
	8 金属くず	鉄くず、アルミくず、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラスくず、陶磁器くず(レンガ、かわら、タイル)、石膏ボード、ALC板、スレート板、サイディング板、セメント製品くずなど
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂、サンドブラスト廃砂、不良石灰など
	11 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートやレンガの破片など
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた壁紙など 建設業に係るもの
		紙、板紙のくずなど パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業及び印刷物加工業に係るもの
		PCBが染みこんだ紙くず(※業種問わず)
	14 木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木材くず 建設業に係るもの
		木材片、おがくず、バーク類など 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの
		木製の家具・器具類など 物品賃貸業に係るもの
	貨物の流通のために使用した木製パレットと梱包用木材(※業種問わず)	
	15 繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた畳、じゅうたんなど 建設業に係るもの
		木綿・羊毛くず等の繊維くず 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)
	16 動植物性残さ	醸造かすなど(動物又は植物の原料から出る固形状の不要物) 食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業
17 動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物 と畜場、食鳥処理場	
18 動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿 畜産農業	
19 動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体 畜産農業	
他	20 その他(政令第13号廃棄物) 汚泥のコンクリート固形化物など、1~19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1~19に該当しないもの	

事業系一般廃棄物(P5へ)

上記の産業廃棄物以外のもの

エコセンター番匠へ

資源(紙類など)

民間の資源化施設へ

最も多く事業所から排出される資源は「紙類」です。
分別してリサイクルすることでごみの減量になり、経費の削減も期待できます。

産業廃棄物

エコセンター番匠に搬入できません

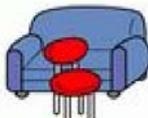
●産業廃棄物処理業許可業者へ依頼してください。

産業廃棄物処理業許可業者の紹介について

- ・大分県循環社会推進課 ☎ 097-506-3128
- ・大分県南部保健所 ☎ 22-0562

※ 飲食用のビン・カン・ペットボトルに限り、エコセンター番匠へ持込み可能です。(あわせ産廃処理)

●代表的な品目

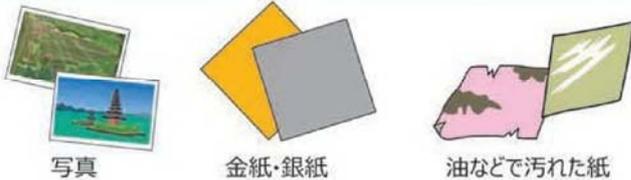
品目	代表例			
プラスチック類	 発泡スチロール	 梱包材フィルム	 ウレタン製の家具	 ヘルメット
金属類	 工具箱	 一斗缶	 ドラム缶	 ロッカー
ガラス・陶磁器類	 蛍光管	 電球	 お皿や茶碗	 洗面台
廃油	 灯油	 廃食用油	 工業オイル	 油性ペンキ
その他	 乾電池	 コピー機	 充電電池	 消火器
			 廃タイヤ	 薬品・劇薬

【ポイント3】

産業廃棄物は、市の清掃工場(エコセンター番匠)には持ち込みできません。

事業系一般廃棄物

●代表的な品目

品目	代表例
資源化できない紙類	 <p>写真 金紙・銀紙 油などで汚れた紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他特殊な紙 油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、カーボン紙 など。 ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑩紙くず」へ。
生ごみ	 <p>食べ残り 売れ残り 食料残さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑩動植物性残さ」へ。 ・食品リサイクル法では、食品関連事業者(製造・加工業、販売店、飲食店等)に対し食品循環資源の再生利用に関する数値目標を定め、リサイクルを義務づけています。
木くず	 <p>割り箸 竹串 木製の家具類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑩木くず」へ。 ・貨物の流通のために使用したパレットは、産業廃棄物です。
繊維くず ※化学繊維を除く	 <p>汚れているタオル 天然繊維の布 天然繊維の衣服</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは3ページ「⑩繊維くず」へ
雑草・剪定枝	 <p>草・花・雑草・落ち葉 木の根・剪定くず 剪定した枝 繊維質の多い植物 (竹・笹・シノ・シュロ・ソテツ など)</p> <p>※木の枝は、太さ20cm、長さ180cm以下 ・剪定枝は、可能な限り資源化しましょう。 ※竹は太さ20cm、長さ60cm以下</p>

市の清掃工場(エコセンター番匠)で処理できます。

注:市の処理能力を超える場合(災害等)には、排出事業者の責任で処理する必要があります。

事業系一般廃棄物の処理方法

エコセンター番匠へ自ら運ぶ

- ・所在地 佐伯市東浜1番38号
- ・受付 月～土曜(12/31～1/3を除く)
- ・搬入時間 8:45～16:30
- ・処理料金 10kgあたり100円
- ・電話 22-5650

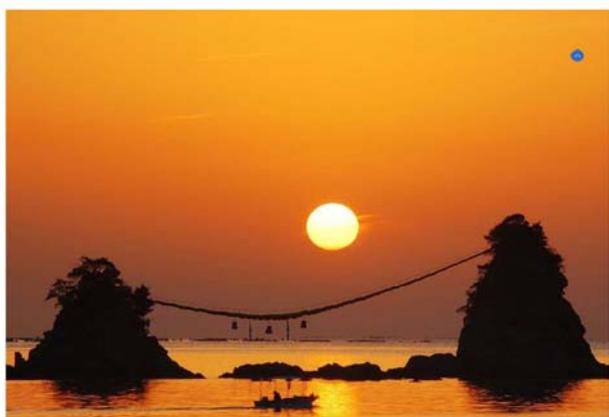
事業系ごみの収集運搬許可業者に委託する

- | | | |
|--------------|---------|---------------|
| ・桂木 | 22-2610 | 7417番地1(新女島) |
| ・有限会社広浜環境 | 24-2758 | 西浜8番12号 |
| ・有限会社アサヒ産業 | 24-1153 | 西浜10897-66 |
| ・吉田港運株式会社 | 23-5555 | 鶴谷町2丁目3番32号 |
| ・さくら運輸株式会社 | 24-2526 | 西浜2番31号 |
| ・ゆうび株式会社 | 29-5505 | 9320番地2(東灘) |
| ・有限会社豊後建設 | 23-3540 | 中の島1丁目5642番地2 |
| ・Iセンター力南株式会社 | 46-0448 | 弥生大字井崎247番地 |
| ・株式会社田島建設 | 33-0065 | 鶴見大字吹浦1980番地8 |
| ・ますの環境 | 43-3446 | 蒲江大字竹野浦河内12の6 |
| ・豊南商事 | 23-4747 | 10409番地7(女島) |
| ・橋本建設有限会社 | 43-3817 | 蒲江大字西野浦1242番地 |

【ポイント4】

指定ごみ袋は、家庭ごみ専用のもので、
事業系廃棄物は、集積所には出せません。

環境にやさしく 美しいまち 佐伯市を目指して



ごみの減量・適正な 処理にご協力ください



佐伯市清掃課

電話 22-3984